

平成28年4月 議会月例報告会

平成28年4月26日
企画情報課

□報告事項名

- 1 平成27年度発注状況(2・3月分)
別添のとおり
- 2 第2次琴浦町総合計画策定について
別紙のとおり
- 3 地域おこし協力隊の募集について
別紙募集要項(案)のとおり
- 4 琴浦町イメージアップ動画の概要について
別紙のとおり

第 2 次琴浦町総合計画策定に関する基本的な考え方

①地方自治法の改正について

平成 23 年の地方自治法改正により、市町村に対する基本構想策定の義務付けがなくなり、総合計画自体の法的な位置づけもなくなりました。しかし、町が何に向かってまちづくりに取り組むのか、どのようなビジョンを持って行政運営していくのかという指針を示すためにも基本構想の策定は必要と考え、平成 29 年度を初年度とする総合計画の策定に取り掛かるものとします。

②条例設置について

基本構想の位置づけを明確にするため、直近の議会で法的根拠となる条例を設置します。条例では、これまで同様、策定、変更または廃止について、議会の議決を経ることとします。

③策定方針について

次期総合計画は、平成 27 年度に策定した『琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略』を基にし、行財政や生活基盤（ハード事業）など、総合戦略に含まれていない項目を追加する方法で作成します。

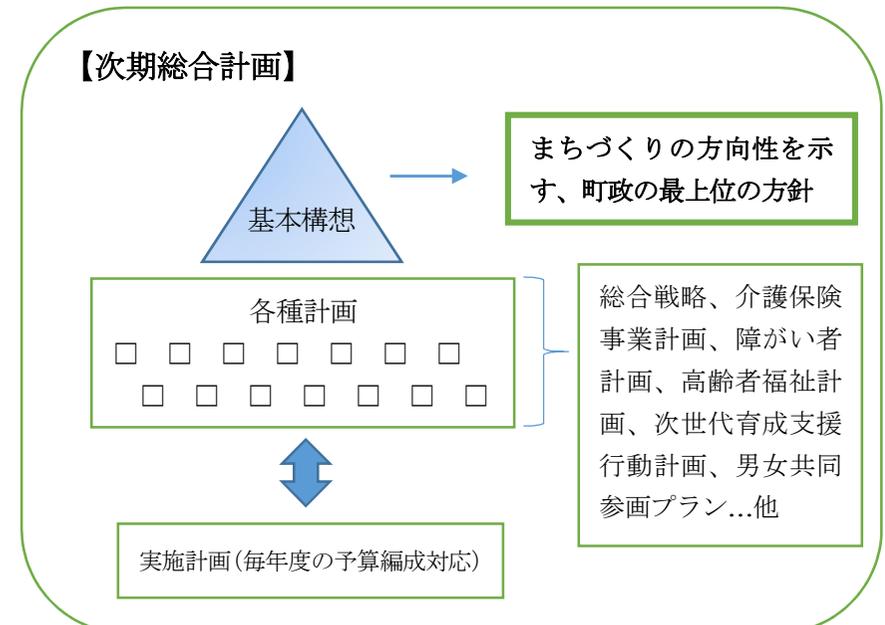
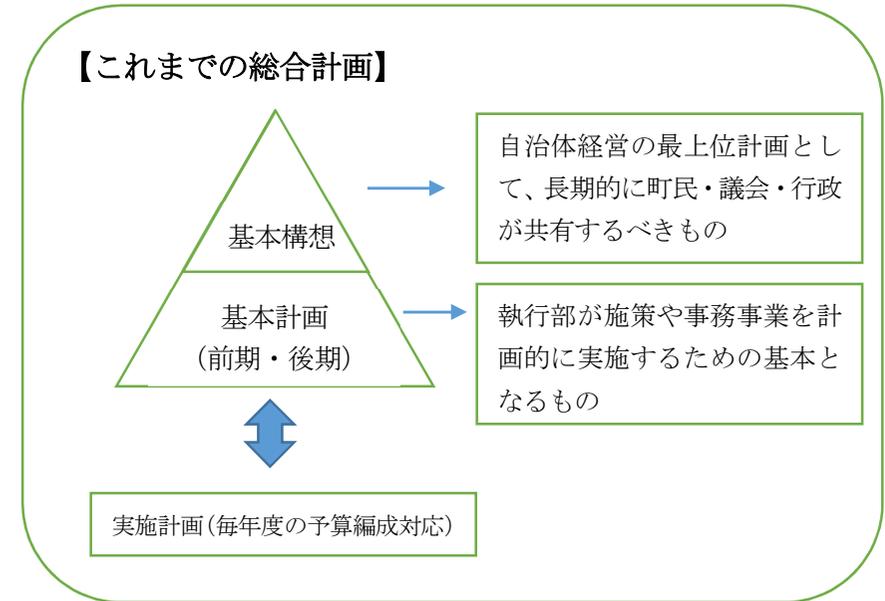
また、従来の総合計画の構成を一新し、情勢に即したものとします。

	これまでの琴浦町総合計画	次期総合計画
期間	10 年（H19-28 年度）	おおむね 5 年（H29-33 年度）
構成	①基本構想 ②基本計画（前期・後期）	①まちづくりビジョン（これまでの基本構想） 基本計画、実施計画は策定しない ※数値目標や事業費積算は行わず、具体的な事業実施については、毎年度の予算編成で行う。
特徴	目指す町の将来像に向けて 長期的な期間で実現するための指針となるもの	・各計画を基本計画とし、それ自体は行政運営の大勢を示すもの。 ・構成のボリュームが小さく、一覧として見やすく広く人の目に触れやすい。 ・細かい計画の縛りがなく、社会情勢の変化に対応しやすい。
採用自治体	大多数の自治体が採用	日野町（5 年計画『日野町まちづくりビジョン』H24 年策定）

④策定スケジュール

別紙参照

「琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を主軸に、今後5年間のまちづくりの目標としての「ことうらまちづくりビジョン」を作成する。



第2次琴浦町総合計画策定スケジュール

	審議会委員選考	審議会	策定委員会	庶務	議会	条例関連整備	パブリックコメント
4月	公募委員募集						
	各機関に推薦依頼		管理職会で任命 (次期について説明)	連絡調整員報告(4月中)	月例報告会		
5月	公募委員選考			1次後期計画振り返り作業 (各所属で事業ごとに結果と 課題をシートへ記入)		議案提出	
6月			1回目開催	総合計画の素案作成			
		第1回開催 (委嘱、策定方針説明)	～		報告	条例設置	
7月			以後策定まで 管理職会の 後に				
8月			～				
9月		第2回目開催 (中間報告)	～	調整	報告		
10月			～				パブリックコメント
11月			↓	パブコメ対応			
12月			↓		報告		
1月		第3回目開催 (諮問)	↓				
2月		第4回目開催 (答申)		最終調整	議案提出		
3月							

琴浦町「地域おこし協力隊」隊員募集要領（案）

琴浦町では、農村の活性化に意欲のある都市住民を受け入れ、地域における活動をとおし
て地域力の維持及び強化を促進するため、都市地域等から琴浦町へ転入して地域おこしに取
り組む「地域おこし協力隊」の隊員を募集しています。

町内での就農を目指し、意欲を持って取り組む方を受け入れ、個々の経験や希望に沿った
就農に向けた活動に取り組んでいただきます。

1 募集人数

2名

2 応募資格

(1) 年齢が平成 28 年 4 月 1 日現在で 20 歳以上 45 歳未満の方

(2) 次に該当しない方

① 成年被後見人及び被保佐人

② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなく
なるまでの人

(3) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎・山村・離島・半島等の地域に該当しな
い市町村）から琴浦町に住所を移し、居住できる方

(4) 普通自動車運転免許を持っていること

(5) パソコン（ワード、エクセル及びインターネットなど）の一般的な操作ができるこ
と

(6) 任期終了後に琴浦町での就農を目指す、やる気のある方

(7) 地域住民とコミュニケーションを図りつつ、地域の活性化に意欲を持って活動でき
る方

3 業務・活動

次のような地域おこし活動に従事していただきます。

(1) 農業によるまちおこし業務

① 就農を目指した農作業補助や農家等での就農研修

② 新たな特産物の開発に向けた企画立案

③ 地域活動や行事への参画と支援

④ 都市住民等の移住、定住及び交流事業に係る支援

⑤ ブログや SNS 等の情報ツールを生かした地域の情報発信活動

4 雇用形態

琴浦町一般職の非常勤職員として琴浦町長が委嘱します。

5 任用期間

平成 28 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日

ただし、最長で平成 31 年 6 月 30 日まで延長の可能性があります。

6 賃金等

- (1) 賃金：月額 166,000 円（社会保険料等の本人負担分が差し引かれます）
その他手当なし
- (2) 社会保険等：厚生年金、健康保険、雇用保険

7 住居

住居は、琴浦町が用意する住宅に居住していただきます。借上料は、町が負担します。
ただし、光熱水費、通信費、燃料費等は負担してください。

8 勤務地

琴浦町内

9 勤務日・勤務時間・休日

- (1) 勤務時間
週 35 時間勤務を基本とし、必要に応じて休日等の勤務もあります。
- (2) 勤務を要しない日
祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）
- (3) 休暇
有給休暇（月に1日）

10 応募方法・人選・結果のお知らせ

- (1) 応募方法
別紙の応募用紙にご記入のうえ、履歴書を添付して、締切日までに琴浦町企画情報課に郵送又はご持参ください。
- (2) 応募締め切り
平成 28 年 5 月 31 日（火）※当日消印有効
- (3) 人選
書類及び面接による審査を行います（※応募の秘密は守られます）。
 - ① 一次審査（書類審査）
「琴浦町地域おこし協力隊隊員応募用紙」
「市販の履歴書（JIS規格形式A4サイズ）」
 - ② 二次審査(面接による審査)
琴浦町役場を会場に面接による審査を行います。
面接予定日は平成 28 年 6 月 日（土）午後です。
※ 面接会場への移動にかかる経費は応募者負担となります。

11 お問い合わせ

琴浦町企画情報課（担当：山根）

住所：〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万 591-2

TEL：0858-52-1708 FAX0858-49-0000

Eメール：yamane-r@town.kotoura.tottori.jp

琴浦町イメージアップ動画の概要

1. 制作の概要

- ・地方創生事業の一環として、先行型交付金を活用（契約額：5,691,600 円）
- ・H27.12 月～H28.2 月に制作、3/25 完成
- ・プロポーザル実施により、鳥取市「シセイ堂デザイン」が制作
イメージアップ（6 社）、シティプロモーション（9 社）
- ・3 月 31 日から公式ウェブページ特設サイトを公開。

シティプロモーションサイト 琴浦じゃないと。
URL <http://www.kotourajanaito.jp/>

2. コンセプトについて

- ・移住定住先、及び観光地としての本町の魅力を広く PR し、琴浦町への興味・関心を抱かせ、町の知名度アップに資するもの
- ・H27 は「じゃない方の、浦安。」により千葉県浦安市で町 PR を実施。
この次の展開として、「浦安」から「琴浦町」への関心と知名度を高めるためのプロモーション動画とする。

3. 内容について

- ① 「センチメンタル岡田と頑張り根本くんバンド」によるオリジナルソングに乗せ、テーマに合わせた主人公カップルの物語が展開

センチメンタル岡田…東京を中心に活動を展開するバンド。以前、鳥取県内（琴浦町）で楽曲のプロモーションビデオを制作しており、架空設定された登場人物の物語の次の展開として、町の動画とコラボレーションが実現。

② テーマ別内容（3 篇）

（4/14 時点）

テーマ	ターゲット	内 容	再生回数
コトウライク 琴浦じゃないと。 「観光篇」	全般	町の魅力を効果的に伝え、「訪れてみたい」と思わせるもの。 町内の観光スポット等を巡る中で、美しい自然、グルメ等を紹介。	2,226 回
コトウライフ 琴浦じゃないと。 「移住定住篇」	移住・定住を検討されている方	移住定住の可能性のある方に「暮らしてみたい」と思わせるもの。 暮らしやすい町と産業等を PR。	1,098 回
コトウラブ 琴浦じゃないと。 「U ターン篇」	25～35 歳くらいの琴浦町出身者	町出身者に対し、「戻ってきたい」と思わせるもの。 故郷のよさを再認識し、U ターンを促進するもの。	1,156 回

③ シティプロモーション動画

コトウラップ 公式バージョン	15 秒のオリジナルダンス。 コマーシャルや動画配信等に活用できるほか、個人も特設サイト上に自由にダンス動画をアップできるようにし、SNS 上での拡散を期待。
-------------------	--

4. 活用について

- ・ホームページ、動画サイト YouTube や全国移住ナビ、フェイスブック等 SNS での配信
- ・各種イベントでの放映、物産館・本庁舎等のデジタルサイネージで放映